

予定申告の経過措置について

長野県／県税事務所

令和元年10月1日以後に開始する**最初の事業年度**の予定申告に係る税額は、経過措置により以下のとおりとなります。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）÷前事業年度の月数×6.3
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×2.3

長野県において送付している申告書には、**当該経過措置を踏まえた計算により算出した税額を記載しております**が、下記図例のとおり一部読み替え（訂正）をしていただきますようお願いいたします。

eLTX（電子申告）をご利用されている法人のみみなさまへ

長野県では、eLTXをご利用されている法人へeLTXポータルシステムを通じてプレ申告データを配信しているところですが、配信されたプレデータを申告書様式に表示させると、同様の読み替えが必要になります。

eLTXより、「23欄」と「51欄」は**同値チェックを行っている**とお知らせがありましたので、**電子申告する際にはご注意ください。**

<図例> 経過措置規定を踏まえた予定申告書（規則第6号の3様式）（一部抜粋）

令和 1年 10月 1日から 令和 2年 9月 30日 までの
事業年度分又は
連結事業年度分
道府県民税
特別法人事業税
地方法人特別税
の予定申告書

事業税				道府県民税										
前事業年度の事業税額 (①の金額)	⑬	兆	十	百	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額	①	兆	十	百	千	円	
所得割額 (②×6.3)	⑭					6,776,000	(⑩の金額)	②					7,580,000	
付加価値割額 (③×6.3)	⑮					3,557,000	予定申告税額 (①×1.9)	③					0.0	
資本割額 (④×6.3)	⑯					0.0	前事業年度又は 前連結事業年度の月数	④					1,200,000	
収入割額 (⑤×6.3)	⑰					0.0	この申告が修正申告である 場合は既に納付の確定した当 期分の法人税割額	⑤					0.0	
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (⑥)	⑲					2,927,000	この申告により納付すべき法 人税	⑥					1,200,000	
特別法人事業税額 又は地方法人特別税 (⑦×2.3)	⑳					1,298,000	⑳及び㉑～㉓ には、地方法人 特別税に関する 金額が記載され ています	⑦					6月	
予定申告税額 (⑱+⑲+⑳+㉑+㉒)	㉔					4,855,000		⑧					1,050,000	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税又は地方法人特別税額	㉕					0.0		⑨					2,250,000	
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額又は地方法人特別税額	㉖					4,855,000		⑩						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税の明細														
摘要				課税標準		税率(100)		税額						
所得割	所得金額総額	⑳	兆	十	百	千	円							
所得割	所得金額	㉑					1,303,998.8							
付加価値割	付加価値額総額	㉒					1,303,900.0							
付加価値割	付加価値額	㉓					6,776,000							
収入割	収入割額	㉔					0.0							
(特別法人事業税又は地方法人特別税)の申告の期間														
摘要				課税標準		税率(100)		税額						
所得割に係る特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	④⑥	兆	十	百	千	円	6,776,000							
収入割に係る特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	④⑦						0.0							
合計特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	④⑧						2,927,000							
仮装経理に基づく特別法人事業税額 又は地方法人特別税額の控除額	④⑨						0.0							
租税条約の実施に係る特別法人事業税 又は地方法人特別税額の控除額	④⑩						0.0							
納付すべき特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	④⑪						2,927,000							

6(倍)を6.3(倍)にしてください

㉒を⑱に、6(倍)を2.3(倍)にしてください

6(倍)を1.9(倍)にしてください